

税務署からのお知らせ

～スマホ・タブレットから確定申告書等作成コーナーで簡単に申告書の作成ができます～

○確定申告書等作成コーナーとは・・・

パソコンの画面の案内に従って収入金額等を入力することにより、所得税の確定申告書等を作成することができます。

初めての方でも簡単に申告書の作成ができるよう「給与所得者または年金所得者向け」の申告書作成画面もありますので、是非ご利用ください。

○4つのメリット

- 1 税務署に出向く必要なし!
※自宅で自分のペースで申告書の作成ができます。
- 2 いつでも利用可能!
※確定申告期間中は24時間いつでも利用できます。
- 3 自動計算機能!
※計算誤りのない申告書が作成できます。
- 4 プリントサービスにも対応!

○パソコンで作成される方は、作成後、次の方法で申告書を提出

- ・ e-taxの場合
ICカードリーダライタの準備（購入）及び設定など、事前準備が必要です。
- ・ 書面提出の場合
印刷して郵送等で提出できます。

○申告書作成から提出の流れ（書面提出の場合）

国税庁ホームページにある確定申告書等作成コーナーで申告書を作成。画面の案内に従って金額等を入力する。



プリンタで出力し、税務署へ郵送で提出！

<プリンタがない方へ>コンビニエンスストア等のプリントサービスを利用し、印刷することができます。

平成28年分以降、確定（修正）申告書には、提出の都度、マイナンバーの記載（入力）が必要です。

※書面提出の際には、番号確認書類と身元確認書類を提示または写しを添付してください。

お問い合わせ先

確定申告書等作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ
e-tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901
マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178
申告内容のご質問や必要書類に関するお問い合わせ
津山税務署 (0868) 22-3147

作成コーナー

検索

タブレット端末等をご使用の方はこちら



農業者年金について

～農業に従事されている方は誰でも加入できます!～

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

月々の保険料を増やすことで将来の支給額を増やせます

農業者年金の保険料は2万円～6万7千円の間で（千円単位で）加入者が自由に選択できます。また、保険料の額はいつでも見直しできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。
※脱退も自由ですが、脱退された場合でも脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

詳しくは・・・

農業者年金基金

検索

ホームページ
<http://www.nounen.go.jp/>

お問い合わせ先

独立行政法人農業者年金基金
電話 (03) 3502-3199 (相談員) FAX (03) 3502-3942 (企画調整室)